

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する地域問題の減少を図ることを目的として設立された、地域猫ボランティア団体(以下「団体」という。)の活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 地域猫及び野良猫(特定の飼い主がおらず、屋外で生活する猫)のことをいう。
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことをいう(その地域にあった方法で管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず一代限りの生を全うさせる猫を指す。)
- (3) 地域猫活動 地域住民が主体となり、ボランティアと協働して実施する地域猫に関する活動のことをいう。
- (4) 地域猫ボランティア団体 地域猫活動を行うことを目的として設立された団体をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 獣医師による雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出、又は雄猫の精巣の摘出を行い、かつ目印として片方の耳の先端をV字型に切除した手術をいう。

(要件)

第3条 市長が認める団体は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、同一の世帯でない者が3名以上所属すること。
- (2) 市内で地域猫活動を行うものであること。
- (3) 地域猫活動を行う場所(給餌場等を含む。以下「活動場所」という。)の土地所有者の同意を得ていること。
- (4) 活動場所の属する町内会、自治会等(以下「町内会等」という。)の同意(町内会等がない場合は、活動場所に隣接する土地所有者及び住居者の同意)を得ていること。
- (5) 地域猫活動にあたり団体及び構成員の責任で行うこと。
- (6) 木更津市(以下「市」という。)、君津健康福祉センター(以下「保健所」という。)、千葉県から委嘱を受けた千葉県動物愛護推進員(以下「推進員」という。)及び町内会等との連携を、良好に保てること。

(団体及び構成員の責務)

第4条 団体及び構成員は、地域猫活動にあたり、次に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) 政治的、宗教的及び営利的活動を行わないこと。また風評の流布等を行わないこと。
- (2) 活動にあたり、知り得た個人情報に関する事項は漏らしてはならない。活動を退いた後も同様とする。
- (3) 地域猫活動にあたり公共の利益に反する、又は反するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 町内会等や地域との連携を図り、理解ある活動を行うこと。
- (5) 市、保健所及び推進員との適切な連携を図ること。
- (6) 地域猫活動にかかる経費は、団体が負担すること。ただし、「木更津市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱」に定められた経費は別とする。

2 団体の代表者は、地域活動及び構成員の指導管理についての責務を負うものとする。

(活動内容)

第5条 地域猫活動の主な内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内会等と連携し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進
- (2) 管理している地域猫への不妊・去勢手術の実施
- (3) 管理している地域猫への適切な餌やり
- (4) 給餌等で生じたゴミや猫のふん尿等の清掃
- (5) その他市、保健所及び推進員と協議し、必要と思われる事項

(登録の期間)

第6条 団体の登録期間は、年度ごととし、期間及び更新等については、次に掲げるものとする。

- (1) 年度途中での登録の期間は、承認を受けた日から年度末とする。
- (2) 登録内容に変更がない場合は、自動的に更新とする。

(団体の登録)

第7条 登録を希望する団体は、木更津市地域猫ボランティア団体登録申請書(別記第1号様式)及び構成員名簿により市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 構成員の住所を証するものの写し

- (2) 活動場所の属する町内会等の同意を証する書類及び地域猫の管理を行う場所の土地所有者の同意を証する書類
- (3) 地域猫活動を示す図面(給餌場、トイレの位置を図に示したもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、[第1項](#)の申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、登録が適当であると認めるときは、木更津市地域猫ボランティア団体証([別記第3号様式](#))を交付しなければならない。
- (木更津市地域猫ボランティア活動証)
- 第8条 市長は、[前条](#)において登録が認められた団体の構成員に対し、木更津市地域猫ボランティア活動証([別記第4号様式](#)) (以下「活動証」という。)を交付する。また、団体が地域猫活動を行う際には、活動証をいつでも提示できるよう必ず携帯しなければならない。
- (遵守事項)
- 第9条 団体は、法令等及び次に掲げる事項を遵守し、適切に活動証の管理を行わなければならない。
- (1) 活動証を他の者に譲渡をしてはならない。
- (2) この活動証により、土地、建物の所有者に許可なく立ち入りすることはできない。
- (3) 活動証に記載ある事項を遵守すること。
- (4) 活動証は団体又は構成員が管理を行うものとする。また紛失した場合は、速やかに代表者が市の担当部署へ報告し、再発行の手続を行うこと。
- (5) 代表者は、団体が解散又は構成員が団体から退会した場合、速やかに活動証を返却しなければならない。
- (6) 活動証の有効期限は、団体が解散又は構成員が退会したときとする。
- (登録の変更及び解散)
- 第10条 団体の代表者は、団体の登録内容に変更があった場合、木更津市地域猫ボランティア団体変更届([別記第5号様式](#))を速やかに市長に提出しなければならない。また、構成員の変更があった場合は、構成員名簿を提出するものとする。
- 2 団体の代表者は、団体を解散する時は、木更津市地域猫ボランティア団体解散届([別記第6号様式](#))を速やかに市長に提出し、地域猫活動を停止しなければならない。
- (登録の取消し)
- 第11条 市長は、団体の代表者に対し本要綱を遵守していないと判断した場合には、団体の登録又は構成員の取消しをすることができる。
- (活動報告)
- 第12条 団体は、毎年4月30日までに市へ前年度の「地域猫ボランティア団体活動報告書」([別記第7号様式](#))を提出するものとする。また、市長の求めに応じて必要な書類(任意様式)を添付するものとする。
- (免責)
- 第13条 市は、団体及び構成員が活動に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。
- (その他)
- 第14条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別 記

第1号様式(第7条第1項)

年 月 日

木更津市地域猫ボランティア団体登録申請書

木更津市長 様

団体名

代表者住所

代表者氏名

木更津市地域猫ボランティア団体活動実施要綱を遵守するとともに、同要綱第7条第1項及び第2項に基づき、登録を申請します。

項 目	内 容	備 考
設立年月日		
代表者連絡先		
構成員人数		

添付書類

- (1) 構成員の住所を証するものの写し
- (2) 活動場所の属する町内会等の同意を証する書類及び地域猫の管理を行う場所の土地所有者の同意を証する書類
- (3) 地域猫活動を示す図面（給餌場、トイレの位置を図に示したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第7条第1項)

年 月 日

構成員名簿

団体名

番号	氏 名	住 所	電話番号	備 考
1				新規・変更・削除
2				新規・変更・削除
3				新規・変更・削除
4				新規・変更・削除
5				新規・変更・削除
6				新規・変更・削除
7				新規・変更・削除
8				新規・変更・削除
9				新規・変更・削除
10				新規・変更・削除
11				新規・変更・削除
12				新規・変更・削除

【記入方法】

- ①代表者該当者は番号に○をしてください。
- ②変更する場合は該当者のみの情報を記入し、変更○をしてください。
- ③削除の場合は該当者のみの情報を記入し、削除○をしてください。

第3号様式(第7条第3項)

年 月 日

木更津市地域猫ボランティア団体証

様

木更津市長

年 月 日付で申請があったことについて、承認します。

第4号様式(第8条)

木更津市地域猫ボランティア活動証

団体名

氏 名

木更津市地域猫ボランティア団体活動実施要綱に基づき、活動していることを証
す。

年 月 日

木更津市長

印

■他の者への譲渡をしてはならない。

■この活動証により、土地、建物の所有者に許可なく立ち入りすることはできない。

■活動証は団体又は構成員が管理を行うものとする。また紛失した場合は、速やかに代表者が市の担当部署へ
報告し、再発行の手続きを行うこと。

■代表者は団体が解散、又は構成員が団体から退会した場合、速やかに活動証を返却しなければならない。

■活動証の有効期限は、団体が解散若しくは構成員が退会したときとする。

■活動する際、本活動証を携帯しなければならない。

発行元：木更津市環境部生活衛生課

T E L 0438-36-1432

第5号様式(第10条第1項)

年 月 日

木更津市地域猫ボランティア団体変更届

木更津市長 様

団体名
代表者住所
代表者氏名

木更津市地域猫ボランティア団体活動実施要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり変更を届け出します。

チェック欄	項目	変更前	変更後
☐	団体名		
☐	代表者		
☐	住所	〒	〒
☐	連絡先電話番号		
☐	構成員	構成員名簿(第2号様式)	
☐	変更(予定)日	年 月 日	
備 考			

【記入方法】

変更する項目のチェック欄に☑を記入してください。

第7号様式(第12条)

年 月 日

地域猫ボランティア団体活動報告書

木更津市長 様

木更津市地域猫ボランティア団体活動実施要綱第12条に基づき、下記のとおり地域猫活動について報告します。

団体名		構成員人数	名
代表者名			
登録住所	TEL		
主な活動地域	地区		
活動(設立) 開始日	年 月 日		
適正管理方法	管理している猫の数(3/31時点)	頭	
	上記のうち手術を行った数	頭	
	上記のうち、補助金を利用した数	頭	
猫の管理	☐ 活動地域の全ての猫を、台帳等で個体管理できている。 ☐ 活動地域のほとんどの猫を、台帳等で個体管理できている。 ☐ 活動地域の一部の猫を、台帳等で個体管理できている。 ☐ 台帳等での個体管理はできていない。 ☐ その他		
餌やり	ボランティア団体内において		

	☐ 餌やりのルールを決めている。 ☐ 餌やりのルールを決めているが、徹底されていない。 ☐ 餌やりのルールを決めていない。 ☐ その他 活動地域内の把握について ☐ 個人での餌やりをしている事を把握している。（ 人程度） ☐ 個人での餌やりを把握していない。 ☐ その他
猫用トイレ	☐ 猫用トイレを設置しており、周辺の清掃を定期的に行っている。 ☐ 猫用トイレを設置しているが、必要な時に清掃を行っている。 ☐ 猫用トイレを設置していないが、周辺の清掃を定期的に行っている。 ☐ 猫用トイレを設置していないが、必要な時に清掃を行っている。 ☐ その他
苦情等	☐ 団体の活動に苦情は無く、自治会（地域）との関係も良好である。 ☐ 団体の活動に苦情があるが、自治会（地域）と解決できている。 ☐ 団体の活動に苦情があり、対応に苦慮している。 ☐ その他
活動について	☐ 自治会（地域）と情報交換 ☐ 啓もう活動（チラシの作成、配布）

